

議案第55号

四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項第5号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。